

加古川市妊婦健康診査費助成事業実施要綱

平成 29 年 3 月 10 日
こども部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えることができるよう、医療機関等で受診した妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）に係る費用の一部を助成し、妊娠期間中の妊婦の健康増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関等 妊婦健診を実施している病院、診療所又は助産所をいう。
- (2) 協力医療機関 加古川市と契約した医療機関等をいう。
- (3) 助成券 妊婦健診受診時に使用することのできる助成上限額 6,000 円（様式第 1 号の 1）の券及び 14,000 円（様式第 1 号の 2）の券をいう。ただし、1 回の妊婦健診につき 1 枚のみ使用できる。
- (4) 補助券 妊婦健診受診時に前号に規定する助成券に追加して使用することのできる助成上限額 2,000 円（様式第 1 号の 3）の券をいう。

(対象者)

第 3 条 妊婦健診に係る費用の助成の対象となる者は、加古川市内に住所を有し、妊婦健診を受診した妊婦とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、同項の規定に該当しない妊婦を本事業の対象者とすることができる。

(助成する妊婦健診の範囲と費用)

第 4 条 助成する妊婦健診の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重等）
- (2) 妊娠初期検査（血液検査、子宮頸がん検診等）
- (3) 超音波検査
- (4) 血液検査（血算、血糖等）
- (5) B 群溶血性レンサ球菌（GBS）
- (6) HTLV-1 抗体検査
- (7) クラミジア抗原検査
- (8) その他必要な検査

2 前項の規定にかかわらず、保険診療が適用となる検査は、助成対象としない。

3 助成する費用は、妊婦健診の 14 回の受診に係る費用とし、その限度額は 124,000 円とする。ただし、多胎妊娠の場合は、19 回の受診に係る費用とし、その限度額は 154,000 円とする。

(助成券及び補助券の交付申請)

第 5 条 加古川市妊婦健康診査費助成券及び補助券（以下「助成券等」という。）の交付を受けようとする妊婦は、加古川市妊婦健康診査費助成券等交付申請書（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかに内容の審査を行い、適当と認めるときは、助成券 14 枚（6,000 円券 12 枚及び 14,000 円券 2 枚）及び補助券 12 枚を交付するものとする。

ただし、多胎妊娠の場合は、助成券 19 枚（6,000 円券 17 枚及び 14,000 円券 2 枚）及び補助券 12 枚を交付するものとする。

（助成の方法）

第 6 条 前条第 2 項の規定により助成券等の交付を受けた妊婦は、協力医療機関に助成券等を提出することにより、妊婦健診を受けるものとする。

2 協力医療機関は、助成券等を提出した妊婦に対し、第 4 条に規定する妊婦健診を行う。

（償還払いによる助成）

第 7 条 前条の規定にかかわらず、助成券等を使用せず妊婦健診を受診した場合若しくは協力医療機関以外の医療機関等で妊婦健診を受診した場合は、償還払いにより助成を行うことができる。

2 前項の規定により助成を受けようとする者は、未使用の助成券等、母子健康手帳及び領収書（受診日、健診料等が明記された受診医療機関発行のもの。ただし、海外での受診分については翻訳を添付すること。）を添えて、加古川市妊婦健康診査費支給請求書（様式第 3 号）により、原則、出産後 6 か月以内（末日が加古川市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 1 号）第 2 項第 1 号に規定する休日である場合は、その翌日を末日とする。）に、妊婦健診費を市長へ請求するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

3 市長は、前項に規定する請求があった場合は、速やかに内容の審査を行い、適当と認めるときは、支給決定後、30 日以内に支払うものとする。

（助成券交付決定の取消し及び返還）

第 8 条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による助成券等の交付を受けた者がいるときは、その決定を取り消し、その者から助成券等及び助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の加古川市妊婦健康診査費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受診した妊婦健康診査から適用し、施行日前に受診した妊婦健康診査については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の加古川市妊婦健康診査費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受診した妊婦健康診査から適用し、施行日前に受診した妊婦健康診査については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の加古川市妊婦健康診査費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受診した妊婦健康診査から適用し、施行日前に受診した妊婦健康診査については、なお従前の例による。